業務委託仕様書

１　委託業務名

京都市産業構造分析調査業務

２　委託期間

契約締結日～令和９年３月３１日

３　委託業務の目的

大きく変化する経済動向を多角的に捉え、産業振興に戦略的に取り組むためには、京都市内企業の現状・課題等を的確に把握したうえでの政策の企画立案が不可欠である。

本調査業務を通じ、本市に拠点を置く主要企業等を対象に、公開情報などを活用しながら、その技術・製品・サービス等の競争優位性、今後の事業戦略を分析するとともに、関連産業のバリューチェーン上のポジショニング、京都府内・京都市内の企業集積状況等を可視化する。

また、各企業が今後注力しようとしている成長市場を把握したうえで、国の重点推進分野（成長１７分野等）との関係性を整理し、国の方針と本市の産業との接続可能性を明らかにする。

これらの分析結果を踏まえ、今後１０年程度を見据えた本市の重点支援分野や成長産業候補を特定するとともに、次代の主力産業・企業群の創出に向けた具体的な産業政策の立案に資することを目的とする。

４　業務内容

以下の業務について、本市と十分協議のうえ実施すること。

⑴　国の重点政策等との関連性分析

国における重点推進分野（成長１７分野等）のうち、本市の産業構造と関わりの深い分野を特定したうえで、それらの分野における市内企業、大学及び研究機関等（以下「企業群」という。）が保有する技術・製品・サービス及び研究シーズとの対応関係を整理するとともに、これら企業群の現在の参入状況、関連技術の保有状況、将来的な参入可能性及び当該産業分野の今後の成長性を分析し、「国の重点分野対応リスト」を作成すること。

⑵　京都市内産業構造分析

ア　京都市内企業調査

⑴の分析を踏まえ、本市内に本社、研究開発拠点又は主要事業拠点を有する企業について、京都市と協議のうえ、分析対象として２０～３０社程度を選定し、企業ごとに、次の事項を整理した「京都市主要企業カルテ」を作成すること。

- 主力事業、主要製品・保有技術・サービス及びこれらの競争優位性
- 当該企業が大きく成長したターニングポイント（事業転換、新規事業展開、M&A等の活用等）

・ 研究開発及び設備投資の動向
・ 国内外の事業展開状況
・ 今後の成長戦略及び重点投資分野
・ 国の成長戦略及び重点政策との関連性（具体的な研究開発・設備投資の内容、KPIの有無等）

なお、調査に当たっては、適切な手法を選択するものとする。（公開情報等（有価証券報告書、統合報告書、中期経営計画、決算説明資料、特許情報等）を活用したデスク調査やインタビュー調査等を想定。）

イ　関連産業バリューチェーンにおける京都市内企業のポジショニング分析

⑴及び⑵アを踏まえて選定した産業分野について、技術・製品・サービス等を起点とした世界的な産業構造及びバリューチェーンを整理するとともに、バリューチェーン上での中堅・中小企業を含めた市内企業の役割及びポジショニングを分析すること。

分析に当たっては、次の事項を含むこと。

・ 国内及び世界市場における京都市内企業の位置付け
・ 主力技術及び製品、サービス等の特徴及び優位性
・ 研究開発力・知的財産の保有状況
・ 今後の市場成長性

また、これらの分析結果を用いて、市場規模や成長性、市場シェア、競争力等を可視化した「京都産業グローバルバリューチェーンマップ」を作成すること。

また、特定のニッチ市場でグローバルシェアを持つニッチトップ企業も合わせて可視化すること。

⑶　課題抽出・仮説設定

⑴及び⑵の分析結果を踏まえ、京都市の産業振興に向けた主要課題及び政策課題を抽出するとともに、市場の規模や成長性、市内企業の技術優位性や集積度等を基に、本市の重点支援分野や成長産業候補を特定し、次代の主力産業及び企業群の創出に向けた仮説を構築すること。

また、主要産業分野に関する国内外の先進事例及び他都市の産業支援施策の好事例について調査するとともに、仮説ごとに必要な支援策や国との連携可能性、企業との連携可能性、優先的に取り組むべき施策を整理すること。

⑷　重点支援分野及び成長産業候補における政策提案

⑶の仮説設定を踏まえ、今後１０年程度を見据えた京都市産業の持続的な成長及び次代の主力産業・企業群の創出に向けた具体的な産業政策の方向性を提案すること。

５　業務体制

本業務の実施に当たり、業務の統括・調整等を行う業務責任者及び産業分析・企業調査等に精通した担当者を配置し、効果的に業務を遂行すること。

６　進捗管理

受託事業者は、契約後速やかに業務計画を策定・提出すること。

業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、月２回程度、京都市と打合せを実施し、業務計画に基づいた進捗報告とその後の進め方について協議を行うこと。また、必要に応じて臨時の打合せを実施すること。

７　報告書・成果物の提出について

⑴ 「調査結果速報」と「調査結果報告書」の作成

「調査結果速報」を令和９年１月末時点で報告すること。

⑵　受託事業者は本業務完了時に以下の資料を京都市に提出すること。

ア　調査レポート…紙１部及び電子データ一式

イ　調査分析資料・・・電子データ一式

・国の重点分野対応リスト

・京都市主要企業カルテ

・京都産業グローバルバリューチェーンマップ

※ 各種提出物は、できる限り編集可能な元データも添付すること。

８　留意事項

⑴　業務遂行に当たっては、京都市と綿密な情報交換を行うとともに、本仕様書に疑義がある場合は、京都市の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、協議のうえ決定する。

⑵　本業務を通じて著作権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。

⑶　成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受注者が納品前に交渉及び適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

⑷　この仕様書に定める成果と同等以上の成果が得られる場合、京都市と協議のうえ、仕様書の内容を一部変更可能とする。

⑸　関連資料、その他貸与した資料は、委託業務の完了後に返還すること。写しを取っている場合も同様とする。

⑹　受託事業者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、別に定める「個人情報取扱事務の委託契約にかかわる共通仕様書」を遵守し、個人情報の保護に努めること。また、本事業の実施に係る責任者を配置すること。

⑺　受託事業者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

⑻　本業務の全部又は主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、京都市に書面により申請し、承認を得ること。

⑼　本委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

⑽　本業務に係る監査が行われる場合は、協力すること。